## ◎防火扉

	(い)検査	項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(1)	防火扉		閉鎖又は作動の障害	目視又はこれに類する方	物品が放置されていること
			となる物品の放置並	法(以下「目視等」とい	等により防火扉の閉鎖又は
			びに照明器具及び懸	う。)により確認する。	作動に支障があること。
			垂物等の状況		
(2)			扉の取付けの状況	目視等又は触診により確	取付けが堅固でないこと。
				認する。	
(3)			扉、枠及び金物の劣	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食
			化及び損傷の状況		により遮炎性能又は遮煙性
					能に支障があること。
(4)	r ri	常時閉 /	固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固
	3	鎖した/			定されていること。
		状態は			
	ä	ある防			
	2	火扉(以			
	-	下/「常			
	F.	閉防火			
	Į į	扉」と			
	/\	いう。)			
(5)	,	人の通	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップ	昭和 48 年建設省告示第
	ĺ	行の用		ウォッチ等により測定	2563 号第 1 第 <del>一号又は</del> 第二
		に供す		し、扉の質量により運動	号イの規定に適合しないこ
		る部分		エネルギーを確認すると	と。
		に設け		ともに、必要に応じてプ	
		る防火		ッシュプルゲージ等によ	
	Į.	扉		り閉鎖力を測定する。 <del>た</del>	
				だし、各階の主要な常閉	
				<del>防火扉について、三年以</del>	
				内に実施した点検の記録	
				がある場合にあっては、	
				当該記録により確認する	
(-)		- D.		ことをもって足りる。	
(6)		煙感知	設置位置	目視等により確認すると	煙感知器又は熱煙複合式感
	"	器、熱		ともに、必要に応じて鋼	知器にあっては昭和48年建
		煙複合		製巻尺等により測定す	設省告示第 2563 号第 1 第
		式感知		る。	二号二(2)に掲げる場所に設
		器及び			けていないこと。熱感知器
		熱感知			にあっては昭和 48 年建設省
	1	器			告示第 2563 号第 1 第二号

				ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所 に設けていないこと。
(7)		感知の状況	(17)の項又は (18)の項の	適正な時間内に感知しない
(1)		SCAL OF THE	点検が行われるもの以外	こと。
			のものを対象として、加	
			煙試験器、加熱試験器等	
			により感知の状況を確認	
			する。ただし、前回の検	
			査以降に同等の方法で実	
			施した検査の記録がある	
			場合にあっては、当該記	
			録により確認することで	
			足りる。	
(8)	温度ヒ	設置の状況	目視等により確認する。	温度ヒューズの代わりに針
	ューズ			金等で固定されているこ
	装置			と、変形、損傷若しくは著
				しい腐食があること又は油
				脂、埃、塗料等の付着があ
(0)	ヽ <del>±</del> チム # ハ	コノマ粧刀が十一		ること。
(9)	連動制	スイッチ類及び表示	目視等により確認する。	スイッチ類に破損があるこ
	御器	灯の状況 		と又は表示灯が点灯しない こと。
(10)		   結線接続の状況	目視等又は触診により確	断線、端子の緩み、脱落又
(10)		「一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	日祝寺久は服砂により唯    認する。	は損傷等があること。
(11)		 接地の状況	回路計、ドライバー等に	接地線が接地端子に緊結さ
(11)		13.0.2 17/10	より確認する。	れていないこと。
(12)		   予備電源への切り替	常用電源を遮断し、作動	自動的に予備電源に切り替
		えの状況	の状況を確認する。	わらないこと。
(13)	連動機	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食
	構用予			があること。
(14)	備電源	容量の状況	予備電源試験スイッチ等	容量が不足していること。
			を操作し、目視等により	
			確認する。	
(15)	自動閉	設置の状況	目視等又は触診により確	取付けが堅固でないこと又
	鎖装置		認する。	は変形、損傷若しくは著し
				い腐食があること。

(16)		再ロック防止機構の 作動の状況	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作を しない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。	防火扉が自動的に再閉鎖しないこと。
(17)	総合的な作動の状	防火扉(常閉防火扉	煙感知器、熱煙複合式感	防火扉が正常に閉鎖しない
	況	を除く。)の閉鎖の	知器若しくは熱感知器を	こと又は連動制御器の表示
		状況	作動させ、又は温度ヒュ	灯が点灯しないこと若しく
			ーズを外し、全ての防火	は音響装置が鳴動しないこ
			扉(常閉防火扉及び (18)	と。
			の項の点検が行われるも	
			のを除く。以下この(17)	
			の項において同じ 。)の	
			作動の状況を確認する。	
			ただし、連動機構用予備	
			電源ごとに、少なくとも	
			一以上の防火扉につい	
			て、予備電源に切り替え	
			た状態で作動の状況を確	
			認する。	
(18)		防火区画(令第 112	当該区画のうち一以上を	防火扉が正常に閉鎖しない
		条第 11 項から第 13	対象として、煙感知器又	こと、連動制御器の表示灯
		項までの規定による	は熱煙複合式感知器を作	が正常に点灯しないこと若
		区画に限る。)の形	動させ、複数の防火扉	しくは音響装置が鳴動しな
		成の状況	(常閉防火扉を除く。以	いこと又は防火区画が適切
			下この(18)の項において	に形成されないこと。
			同じ。)の作動の状況及	
			びその作動による防火区	
			画の形成の状況を確認す	
			る。	

平成 20 年国土交通省告示第 282 号第二の規定により特定行政庁が各階の主要な常閉防火扉に係る(1)から(5)までの項目、方法及び結果の判定基準(以下この表において「項目等」という。)に相当する項目等を付加した場合にあっては、各階の主要な常閉防火扉(同告示第二後段の規定により特定行政庁が建築物を指定した場合にあっては、当該建築物に設けるものに限る。)については、(1)から(5)までの項目に係る定期検査等を行うことを要しない。

## ◎防火シャッター

	<b>ベンヤツ</b> (い)検	<u>~</u> [査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(1)	防火シ	設置場	閉鎖の障害と	目視等により確認す	物品が放置されていること等により
	ヤツタ	所の周	なる物品の放	る。	防火シャッターの閉鎖に支障がある
	_	囲状況	置並びに照明		こと。
			器具及び懸垂		
			物等の状況		
(2)		駆動装	軸受け部のブ	目視等、聴診又は触	取付けが堅固でないこと。
		置((2)の	ラケット、巻	診により確認する。	
		項から	取りシャフト		
		(4)の項	及び開閉機の		
		までの	取付けの状況		
(3)		点検に	スプロケット	目視等により確認す	巻取りシャフトと開閉機のスプロケ
		ついて	の設置の状況	る。	ットに心ずれがあること。
(4)		は、日	軸受け部のブ	目視等、聴診又は触	変形、損傷、著しい腐食、異常音又
		常的に	ラケット、ベ	診により確認する。	は異常な振動があること。
		開閉す	アリング及び		
		るもの	スプロケット		
		に限	又はロープ車		
		る。)	の劣化及び損		
			傷の状況		
(5)			ローラチェー	目視等、聴診又は触	腐食があること、異常音があること
			ン又はワイヤ	診により確認する。	若しくは歯飛びしていること、又は
			ロープの劣化		たるみ若しくは固着があること。
			及び損傷の状		
			況		
(6)		カーテ	スラット及び	防火シャッターを閉	スラット若しくは座板に変形、損傷
		ン部	座板の劣化等	鎖し、目視等により	若しくは著しい腐食があること又は
			の状況	確認する。	スラットに片流れ若しくは固着があ
					ること。
(7)			吊り元の劣化	目視等又は触診によ	変形、損傷若しくは著しい腐食があ
			及び損傷並び	り確認する。	ること又は固定ボルトの締め付けが
			に固定の状況		堅固でないこと。
(8)		ケース	劣化及び損傷	目視等により確認す	ケースに外れがあること。
			の状況	る。	
(9)		まぐさ	劣化及び損傷	目視等により確認す	まぐさ若しくはガイドレールの本体
		及びガ	の状況	る。	に変形、損傷若しくは著しい腐食が
		イドレ			あること又は遮煙材に著しい損傷若
		ール			しくは脱落があること。

(10)		危害防	危害防止用連	   目視等により確認す	少ル 担海ヤ	は脱落があること。
(10)						は脱洛かめること。
		止装置	動中継器の配	る。		
(4.4)		(人の通	線の状況		<del></del>	,, #, , , <del>, , , , , , , , , , , , , , ,</del>
(11)		行の用	危害防止装置	目視等により確認す		は著しい腐食があるこ
		に供す	用予備電源の	る。	と。	
		る部分	劣化及び損傷			
		に設け	の状況			
(12)		る防火	危害防止装置	予備電源試験スイッ	容量が不足し	ていること。
		シャッ	用予備電源の	チ等を操作し、目視		
		ターに	容量の状況	等により確認する。		
(13)		係るも	座板感知部の	目視等により確認す	変形、損傷若	しくは著しい腐食があ
		のに限	劣化及び損傷	るとともに、座板感	ること又は防	火シャッターの降下が
		る。)	並びに作動の	知部を作動させ、防	停止しないこ	と。
			状況	火シャッターの降下		
				が停止することを確		
				認する。		
(14)			作動の状況	防火シャッターの閉鎖	<u></u> 時間をスト	運動エネルギーが十ジ
				   ップウォッチ等により	測定し、シ	ュールを超えること、
				   ャッターカーテンの質	量により運	   座板感知部が作動して
				   動エネルギーを確認す		からの停止距離が五セ
				  に、座板感知部の作動		ンチメートルを超える
				シャッターの降下を停		こと又は防火シャッタ
				の停止距離を鋼製巻尺		一が再降下しないこ
				定する。また、その作		کی
				たっる。 & た、 とう     し、防火シャッターが		<u> </u>
				ことを確認する。	1114170	
(15)	連動機	煙感知	設置位置	目視等により確認する	レレ±.1-	   煙感知器又は熱煙複合
(13)	構	器、熱	以自位值	必要に応じて鋼製巻尺	•	式感知器にあっては昭
	件	が、 歴複合		必安に心して調義を八     定する。	寺により劇	和 48 年建設省告示第
				上 り る。		
		式感知				2563 号第 1 第二号二
		器及び				(2)に掲げる場所に設け
		熱感知				ていないこと。熱感知
		器				器にあっては昭和 48
						年建設省告示第 2563
						号第1第二号二(2)(i)及
						び(ii)に掲げる場所に設
						けていないこと。
(16)			感知の状況	(26)の項又は(27)の項(	の点検が行わ	適正な時間内に感知し
				れるもの以外のものを	対象とし	ないこと。
				て、加煙試験器、加熱	試験器等に	
				より感知の状況を確認	する。ただ	

(17)	温度ヒューズ	設置の状況	し、前回の検査以降に同等の方法 で実施した検査の記録がある場合 にあっては、当該記録により確認 することで足りる。 目視等により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されて
	装置			いること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。
(18)	連動制御器	スイッチ類及 び表示灯の状 況	目視等により確認する。	スイッチ類に破損があ ること又は表示灯が点 灯しないこと。
(19)		結線接続の状 況	目視等又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱 落又は損傷等があるこ と。
(20)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認 する。	接地線が接地端子に緊 結されていないこと。
(21)		予備電源への 切り替えの状 況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切 り替わらないこと。
(22)	連動機 構用予	劣化及び損傷 の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい 腐食があること。
(23)	備電源	容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作 し、目視等により確認する。	容量が不足していること。
(24)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(25)	手動閉 鎖装置	設置の状況	目視等により確認するとともに、 必要に応じて鋼製巻尺等により測 定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。

(26)	総合的な作動の状	防火シャッタ	煙感知器、熱煙複合式感知器若し	防火シャッターが正常
	況	ーの閉鎖の状	くは熱感知器を作動させ、又は温	に閉鎖しないこと又は
		況	度ヒューズを外し、全ての防火シ	連動制御器の表示灯が
			ャッター((27)の項の点 検が行われ	点灯しないこと若しく
			るものを除く。)の作動の状況を確	は音響装置が鳴動しな
			認する。ただし、連動機構用予備	いこと。
			電源ごとに、少なくとも一以上の	
			防火シャッターについて、予備電	
			源に切り替え た状態で作動の状況	
			を確認する。	
(27)		防火区画(令第	当該区画のうち一以上を対象とし	防火シャッターが正常
		112 条第 11 項	て、煙感知器又は熱煙複合式感知	に閉鎖しないこと、連
		から第 13 項ま	器を作動させ、複数の防火シャッ	動制御器の表示灯が点
		での規定によ	ターの作動の状況及びその作動に	灯しないこと若しくは
		る区画に限	よる防火区画の形成の状況を確認	音響装置が鳴動しない
		る。)の形成の	する。	こと又は防火区画が適
		状況		切に形成されないこ
				と。

## ◎耐火クロススクリーン

C [m] 7 (	(クロススク (い)検	査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(1)	耐火クロ	設置場所	閉鎖の障害	目視等により確認	物品が放置されていること等により耐
	ススクリ	の周囲状	となる物品	する。	火クロススクリーンの閉鎖又は作動に
	ーン	況	の放置並び		支障があること。
			に照明器具		
			及び懸垂物		
			等の状況		
(2)		駆動装置	ローラチェ	目視等、聴診又は	腐食があること、異常音があること若
			ーンの劣化	触診により確認す	しくは歯飛びしていること、又はたる
			及び損傷の	る。	み若しくは固着があること。
			状況		
(3)		カーテン	耐火クロス	耐火クロススクリ	変形、損傷又は著しい腐食があるこ
		部	及び座板の	ーンを閉鎖し、目	と。
			劣化及び損	視等により確認す	
			傷の状況	る。	
(4)			吊り元の劣	目視等又は触診に	変形、損傷若しくは著しい腐食がある
			化及び損傷	より確認する。	こと又は固定ボルトの締め付けが堅固
			並びに固定		でないこと。
			の状況		
(5)		ケース	劣化及び損	目視等により確認	ケースに外れがあること。
			傷の状況	する。	
(6)		まぐさ及	劣化及び損	目視等により確認	まぐさ若しくはガイドレールの本体に
		びガイド	傷の状況	する。	変形、損傷若しくは著しい腐食がある
		レール			こと又は遮煙材に著しい損傷若しくは
	_				脱落があること。
(7)		危害防止	危害防止用	目視等により確認	劣化、損傷又は脱落があること。
		装置(人の	連動中継器	する。	
		通行の用	の配線の状		
		に供する	況		
(8)		部分に設	危害防止装	目視等により確認	変形、損傷又は著しい腐食があるこ
		ける耐火	置用予備電	する。	と。
		クロスス	源の劣化及		
		クリーン	び損傷の状		
/->		に係るも	況	- /4 - \- \- \- \-	
(9)		のに限	危害防止装	予備電源試験スイ	容量が不足していること。
		る。)	置用予備電	ッチ等を操作し、	
			源の容量の	目視等により確認	
			状況	する。	

(10)			座板感知部 の劣化及び 損傷並びに 作動の状況	するとともに、座こと		くは著しい腐食がある ロススクリーンの降下 と。
(11)			作動の状況	イ 耐まな カーチ質す ににと 明 は よと 耐止 質 かっかい かっかい かっかい かっかい かっかい かっかい かっかい かっ	りりも火さ等をが、鎖りりも測運にクせに解再、時測運に定解、口、り除降・間定動、	運動エネルギーが 10 ジュールを超えること、座板感知部が作動してからの停止ルルをおった。 また こと ここ ここ ここ ここ ここ では は 引 鎖 力 が 10 と マスカ が 150 ニュートンを超えること。
(12)	連動機構	煙感知 器、熱煙 複合式 必 知器 知器 数感知器	設置位置	目視等により確認するとと 必要に応じて鋼製巻尺等に 定する。	•	煙感知器又は熱煙複合 式感知器にあっては昭 和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第二号二 (2)に掲げる場所に設け ていないこと。熱感知 器にあっては昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第二号二(2)(i) 及び(ii)に掲げる場所に 設けていないこと。
(13)			感知の状況	(22)の項又は(23)の項の点にれるもの以外のものを対象 て、加煙試験器、加熱試験より感知の状況を確認する し、前回の検査以降に同等	とし 器等に 。ただ	適正な時間内に感知しないこと。

j 1	İ	1			 
				で実施した検査の記録がある場合	
				にあっては、当該記録により確認	
				することで足りる。	
(14)	連	動制御	スイッチ類	目視等により確認する。	スイッチ類に破損があ
	器	<u> </u>	及び表示灯		ること又は表示灯が点
			の状況		灯しないこと。
(15)			結線接続の	目視等又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱
			状況		落又は損傷等があるこ
					と。
(16)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認	
				する。	結されていないこと。
(17)		ŀ	マ 供 雨 流 。	一	白動的にマ供電道に切
(17)			予備電源への知ります。	常用電源を遮断し、作動の状況を	自動的に予備電源に切り
			の切り替え	確認する。	り替わらないこと。
(4.0)	\	- T   W   ++	の状況		
(18)		動機構	劣化及び損	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい
(1.5)		]予備電 -	傷の状況		腐食があること。
(19)	源		容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作	容量が不足しているこ
				し、目視等により確認する。	と。
(20)		動閉鎖	設置の状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこ
	装	置			と又は変形、損傷若し
					くは著しい腐食がある
					こと。
(21)	手	動閉鎖	設置の状況	目視等により確認するとともに、	速やかに作動させるこ
	装	置		必要に応じて鋼製巻尺等により測	とができる位置に設置
				定する。	されていないこと、周
					囲に障害物があり操作
					ができないこと、変
					形、損傷若しくは著し
					い腐食があること又は
					打ち破り窓のプレート
					が脱落していること。
(22)	総合的な作動の	の状況	耐火クロス	煙感知器、熱煙複合式感知器又は	耐火クロススクリーン
			スクリーン	   熱感知器を作動させ、全ての耐火	が正常に閉鎖しないこ
			の閉鎖の状	クロススクリーン((23)の項の点検	と又は連動制御器の表
			況	が行われるものを除く。)の作動の	示灯が点灯しないこと
				状況を確認する。ただし、連動機	若しくは音響装置が鳴
				構用予備電源ごとに、少なくとも	動しないこと。
				一以上の耐火クロススクリーンに	Ů
				ついて、予備電源に切り替えた状	
				態で作動の状況を確認する。	
				心 ~   「±クレ゙ン   アイ ハ、 ハ、 に ヒ 圧 più y る o	

(22)	   당고(소	火熱反西のミナー以上 ナ 社会 レー	자
(23)	防火区画(令	当該区画のうち一以上を対象とし	耐火クロススクリーン
	第 112 条第	て、煙感知器又は熱煙複合式感知	が正常に閉鎖しないこ
	11 項から第	器を作動させ、複数の耐火クロス	と、連動制御器の表示
	13 項までの	スクリーンの作動の状況及びその	灯が正常に点灯しない
	規定による	作動による防火区画の形成の状況	こと又は音響装置が鳴
	区画に限	を確認する。	動しないこと及び防火
	る。)の形成		区画が適切に形成され
	の状況		ないこと。

## ◎ドレンチャー等

	(い)核	ー <del>す</del> 食査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(1)	ドレン チャー 等	設置場所 の周囲状 況	作動の障害となる物 品の放置並びに照明 器具及び懸垂物等の 状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること 等によりドレンチャー等の 作動に支障があること。
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の 状況	目視等により確認する。	水幕を正常に形成できない 位置に設置されていること 又は塗装若しくは異物の付 着等があること。
(3)		開閉弁	開閉弁の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(4)		排水設備	排水の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ放水区域に放水することができる場合にあっては、放水し、排水の状況を目視等により確認する。 ロ放水区域に放水することができない場合にあっては、放水せず、排水口のまり等を目視等により確認する。	排水が正常に行われないこと。
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損 傷、水質並びに水量 の状況	目視等により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと。
(6)			給水装置の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(7)		加圧送水 装置	ポンプ制御盤のスイ ッチ類及び表示灯の 状況	目視等又は作動の状況に より確認する。	スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと と又はスイッチ類が機能しないこと。
(8)			結線接続の状況	目視等又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(9)			接地の状況	回路計、ドライバー等に より確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。

(10)			ポンプ及び電動機の 状況	目視等又は触診により確認する。	回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要量ないこと、 装置若しくは配管への接続 に緩みがあること又は基礎 への取付けが堅固でないこ と。
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(12)			加圧送水装置用予備 電源の劣化及び損傷 の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(13)			加圧送水装置用予備 電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等 を操作し、目視等により 確認する。	容量が不足していること。
(14)			圧力計、呼水槽、起 動用圧力スイッチ等 の付属装置の状況	目視等又は作動の状況に より確認する。	変形、損傷若しくは著しい 腐食があること又は正常に 作動しないこと。
(15)	連動機 構	煙器複知熱(人用等装む知熱式及知感災ッ感をしている。)	設置位置	目視等により確認すると ともに、必要に応じて鋼 製巻尺等により測定す る。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和 48年建設省告示第 2563 号第 1第二号二(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和 48年建設省告示第 2563 号第 1第二号二(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(16)			感知の状況	(25)の項又は(26)の項の 点検が行われるもの以外 のものを対象として、加 煙試験器、加熱試験器等 により感知の状況を確認 する。ただし、前回の検 査以降に同等の方法である 場合にあっては、当該記 録により確認することで 足りる。	適正な時間内に感知しないこと。

(17)	連	動制御	スイッチ類及び表示	_ 目視等により確認する。	スイッチ類に破損があるこ
	器		灯の状況		と又は表示灯が点灯しない
					こと。
(18)		•	結線接続の状況	目視等又は触診により確	断線、端子の緩み、脱落又
				認する。	は損傷等があること。
(19)			接地の状況	回路計、ドライバー等に	接地線が接地端子に緊結さ
				より確認する。	れていないこと。
(20)			予備電源への切り替	常用電源を遮断し、作動	自動的に予備電源に切り替
			えの状況	の状況を確認する。	わらないこと。
(21)	連	動機構	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食
	用	予備電			があること。
(22)	源		容量の状況	予備電源試験スイッチ等	容量が不足していること。
				を操作し、目視等により	
				確認する。	
(23)	自	動作動	設置の状況	目視等又は触診により確	取付けが堅固でないこと又
	装	置		認する。	は変形、損傷若しくは著し
					い腐食があること。
(24)	手	動作動	設置の状況	目視等により確認すると	速やかに作動させることが
	装	置		ともに、必要に応じて鋼	できる位置に設置されてい
				製巻尺等により測定す	ないこと、周囲に障害物が
				る。	あり操作ができないこと、
					変形、損傷若しくは著しい
					腐食があること又は打ち破
					り窓のプレートが脱落して
					いること。
(25)	総合的な作	動の状	ドレンチャー等の作	次のいずれかの方法によ	ドレンチャー等が正常に作
	況		動の状況	り全てのドレンチャー等	動しないこと又は制御盤の
				((26)の項の点検が行われ	表示灯が点灯しないこと。
				るものを除く。)の作動の	
				状況を確認する。ただ	
				し、連動機構用予備電源	
				ごとに、少なくとも一以	
				上のドレンチャー等につ	
				いて、予備電源に切り替	
				えた状態で作動の状況を	
				確認する。	
				イ 放水区域に放水する	
				ことができる場合にあっ	
				ては、煙感知器、熱煙複	
				合式感知器又は熱感知器	
				を作動させて行う方法	

		ロ 放水区域に放水する ことができない場合にあ っては、放水試験による 方法	
(26)	防火区画(令第 112 条第 11 項から第 13 項までの規定による 区画に限る。)の形 成の状況	当該区画のうち一以上を 対象として、(25)の項 (は)欄イ又は口に掲げる 方法により複数のドレン チャー等の作動の状況及 びその作動による防火区 画の形成の状況を確認す る。	ドレンチャー等が正常に作動しないこと、制御盤の表示灯が点灯しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。